

会 議 名	第 1 回 港区立みなと芸術センターシンボルマーク作成等業務委託 事業候補者選考委員会
開催日時	令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）午後 5 時 30 分から午後 7 時まで
開催場所	港区役所 3 階 産業・地域振興支援部会議室
委 員	出席 5 名 ・文化芸術事業連携担当部長 横尾 恵理子（委員長） ・中村 晴菜（副委員長） ・保健福祉支援部障害者福祉課長 宮本 裕介（委員） ・企画経営部連携協創担当課長政策広聴担当課長兼務 石川 久美子（委員） ・総務部人権・男女平等参画担当課長 小坂 憲司（委員）
事 務 局	地域振興課みなと芸術センター整備担当
会議次第	1 議題 （1）委員長、副委員長の選出について （2）選考委員会選考スケジュール（案）について （3）事業候補者募集要項（案）について （4）採点基準表（案）について
配付資料	〔席上配付〕 次第 資料 1 選考委員会設置要綱 資料 2 委員名簿 資料 3 選考委員会選考スケジュール（案） 資料 4 募集要項（案） 別紙 1 仕様書（案） 別紙 2 事業候補者選考基準（案） 様式 1 質問書 様式 2 参加表明書兼参加資格審査申請書 様式 3 事業者概要及び業務実績 様式 4 業務従事予定者の経歴等 様式 5－1～2 企画提案書 様式 6 業務実施体制 様式 7－1～3 共同事業体構成書等 様式 8 プロポーザル参加辞退届 資料 5－1 採点基準表（一次審査）（案） 資料 5－2 採点基準表（二次審査）（案）

会議の内容	
	【開会】 (各委員より自己紹介)
事務局	【1 議題 (1) 委員長、副委員長の選出について】 委員長については、設置要綱第5条第2項の規定により、文化芸術事業連携担当部長をもって充てることとするが、副委員長は同条第4項の規定により、委員長が委員のうちから指名することとなるので、指名をお願いしたい。
委員長 中村委員	副委員長は中村委員にお願いしたい。 <了承>
事務局	【1 (2) 選考委員会選考スケジュール (案) について】 資料3について説明
A 委員 事務局	シンボルマークの決定、公表はいつか。 本業務委託は今年度末までだが、公表は商標登録完了後と考えている。商標登録は時間を要するため、公表は来年度になる予定である。
A 委員 事務局	商標登録も今回の委託の中に含まれているのか。 商標登録の出願までを含んでいる。
事務局	【1 (3) 事業候補者募集要項 (案) について】 【1 (4) 採点基準表 (案) について】 資料3～5について説明、一括審議
B 委員 事務局	「シンボルマーク等作成業務委託」という件名のままだと、シンボルマーク以外にも何か作成するような印象を受ける。 承知した。表現は修正する。
B 委員 事務局	仕様書の業務内容にシンボルマークを活用した取組の提案とあるが、本委託は年度末で終わることができるのか。 活用の取組を実施するのではなく、取組の提案なので今年度中に完了できる内容だと考えている。提案いただいた取組の実施については指定管理者等と検討し、対応していく。

B 委員	みなと芸術センター(以下「センター」)の整備に関する今までの経緯や愛称の意味を知らないと思募できないと思うので、事業者の選択肢が限られることがないように仕様書の記載等、工夫して欲しい。
事務局	センターの基本理念や愛称の意味が伝わるように仕様書に記載する。
A 委員	商標登録の出願を 3 月 31 日までに終わらせればよいのではなく、出願後に特許庁からの指示等があった場合の対応も含め 3 月 31 日で終わるように業務スケジュールを提案してもらうということによいか。
事務局	お見込みのとおりである。
A 委員	仕様書の業務内容に、シンボルマークは「愛称の振り仮名を表記したものとしていないものを作成すること。」とあるが、2 パターン作成することか。
事務局	お見込みのとおり。愛称の読み方が難しいので、浸透するまではカッコ書き等で (むーむ) と併記する予定である。シンボルマークにもその対応ができるように、業務内容に記載した。
C 委員	シンボルマーク、ロゴ、振り仮名全てを含めて一つのデザインとすると、雑然としてしまうので、シンボルマーク、ロゴ、振り仮名の組み合わせを含め、どうデザインするかを提案を求めるのはいかがか。
事務局	承知した。組み合わせを求めることも企画提案の一つであるので、仕様書を修正する。
D 委員	業務内容でシンボルマークを活用した取組の提案とあり、募集要項に事業規模の金額が示されているが、この金額はあくまで取組の提案までで、イベント等の具体的な取組の実施はこの金額に含まないという理解でよいのか。
事務局	お見込みのとおり。アイデアを提案してもらうことが業務内容である。
D 委員	第一次審査の選考基準で、「ユニバーサルデザインに配慮」とあるが、どのような視点で採点すればよいか。
事務局	区がユニバーサルデザインを推進するに当たり、ガイドライン等を設けているので、それに則ったものであるかが審査の基準になる。
委員長	選考基準を明確にするため、具体的な区のガイドラインを記載するよう修正願いたい。
事務局	承知した。
B 委員	センターは多様な価値観を認め合う共生社会の実現を重点的な取組に掲げ

事務局	ている施設であり、障害者福祉課長や人権・男女平等参画担当課長が本選考委員会委員になっているのはその視点での審査を求められているためなので、多様性に配慮されているか評価基準に記載した方がよい。 承知した。
B委員	独創性・発展性の採点項目があり、様式 5-2 のシンボルマークのデザインを基に審査するとなっているが、様式 5-3 のシンボルマークの活用方法でも独創性・発展性を審査できるのではないかな。
事務局	様式ごとに採点してもらうほうが採点しやすいと考え、様式 5-3 シンボルマークの活用方法は別の採点項目としている。様式ごとに採点項目を設けて採点するのではなく、全体として独創性・発展性の評価するよう採点項目を修正することは可能である。
D委員	様式ごとの採点の方が採点しやすいので、評価基準表の作りとしてはこのままがよいと考える。また独創性・発展性の評価項目においては、まずデザインのみで審査するのがよいと思うので、シンボルマークの活用とは分けて採点したい。
委員長	区として独創性、発展性を重視するということであれば、シンボルマークの活用方法の採点項目にも独創性、発展性を評価基準として追記するのはいかがかな。
事務局	委員の皆様の意見を踏まえ、採点のしやすさや採点を判断するための整理は重要なので、様式ごとの採点は変更せず、シンボルマークの活用方法の採点項目にも独創性、発展性を評価基準として記載する。
C委員	採点項目の「スケジュール・進捗管理の的確性」「人員体制、組織体制」について、ある程度点数も高いが、デザインの良し悪しではなく、この項目によって事業者が決まってしまうよりは、デザインを評価するための配点を増やした方がよいと考える。また、どのように採点するのが難しいので、事務局採点にすることはできないかな。
B委員	業務を履行するために区が想定している人工、手順、時間軸について、事業者がしっかりと想定できているかを審査する項目だと認識している。
委員長	採点がしやすいように、「業務ごとに履行確認ができる体制となっているか」というのを採点項目に加えるのがよいのではないかな。
事務局	承知した。契約がしっかりと履行できるか、スケジュール、体制の確認は必要である一方、デザインの専門家も含めた選考委員会であり、シンボルマークの制作や活用が一番重要な要素なので、様式 5-4 では仕様書の業務内容全てを書くよう表現を工夫し、採点表は全体を調整し、シンボルマークの制作や活用に関する提案内容の配点を高くして、実現性についての項目は係数を低くするよう修正する。

A 委員	シンボルマークの原案は、定められた企画提案書の枚数の範囲内であれば、何個でも提案は可能か。
委員長	例えば 20 個提案してきた場合、20 個全てを見て、全体的に独創性・発展性を判断すればよいのか。それとも全部ではなく、その中で良いと思うデザインを見て判断すればよいのか。
C 委員	今は紙の枚数の上限を設けているが、デザイン数も上限を設けた方がよいのか。
E 委員	一つのデザイン、コンセプトに対して様々なバリエーションを示してることが考えられるが、そこは数の制限を設けなくてよいと思う。原案を一つのみとするとバリエーションも一つと捉えてしまうかもしれないし、コンセプトの全く違うデザインが何個も出てくるようであれば、別口で応募してもらうのがよいかもしれない。
A 委員	1 事業者 1 枠の提案なので、別口で複数応募してもらうというのはできない。
C 委員	原案のコンセプトは一つのみで、そのバリエーションは複数提案可にするか、それともコンセプト自体を複数提案可にするか。また、複数提案があった場合に、デザイン全部を見て平均的に採点するか、それとも特定の秀でていると考えるデザインに対して採点するのか。事業者から一番の自信作の一つ示してもらうのでもよいかもしれない。
B 委員	コンセプトは一つとしてバリエーションは複数の提案が可能ということであれば、複数提案可という表現を変えたほうがよい。
D 委員	通常デザインのコンペであれば、色々デザインを出してもらった中で、マークを選ぶのが一般的である。
C 委員	今回はデザインを選ぶのではなく、事業者を選ぶので、コンセプトのデザインは複数案示してもらった方がよいのではないか。一つのコンセプトだけと限定してしまうと事業者が検討段階で候補から外し、提示されなかった案の方がよいと思う可能性がある。事業者にどういう引き出しがあるかというのを確認するための選考なので、複数案提案してもらうのがよいと考える。
D 委員	複数提案の方が業者の能力は分かりやすい。
C 委員	提案が多くあると、その後のデザインの調整に時間を要する可能性もあるが、事業者の能力を見るのであれば複数提案の方がよい。事業者によって、得意なところが違うのであまり制限を設けず自由に提案してもらうのがよいと思う。
D 委員	シンボルマークを実際に活用するものとして、大きいもので建物のサイン、小さいものとピンバッチなどだと思う。それを想定し、提案書に記載してもらうデザインのサイズを指定すれば、小さくて見づらいものを提

C 委員	案されることもなくなり、審査しやすくなるのではないかな。 施設のサインでの使用を想定しているとして図面をつけるのもよいかもしれないが、そうなると限られたデザインしか出てこなくなる可能性がある。自由で提案できる方がよい。条件を設けすぎると新しい案が出てこなくなってしまう。デザインが小さくて、提案書が見つらいののであれば、それはマイナスの採点になるのでサイズは決めなくて問題ないと思う。 シンボルマーク原案は複数提案可とあるが、活用の方にはその記載がない。原案、活用含め、様式 5-2 と 5-3 の全部で何枚以内など自由に提案させるか、又は活用の枚数を増やした方が事業者の特性が見えるのではないかな。また「活用方法」というと、バリエーションと勘違いしてしまう可能性もあるので、グッズやイベント企画などといった取組提案と分かるほうがよいかなと思う。
E 委員	原案については複数提案可と記載しないと一つのみの提案を求めていると誤解を生みそうなので、記載したほうがよい。活用については様々提案されると思うので、複数提案可という記載は不要ではないかな。
D 委員	採点基準表において、デザイン制作の配点を高くしており、区としては活用よりシンボルマークのデザインそのものを重視していると捉えられるので、様式 5-3 よりも様式 5-2 の提案書の上限枚数を多く設定している今の様式で問題ないと思う。
委員長	委員の皆様の意見を踏まえ、シンボルマーク原案は複数提案可で、企画提案書 様式 5-2、5-3 も案のとおりとするが、様式 5-3 については、活用の提案に誤解が生じないよう表現を修正する。
一同	<異議なし>
事務局	本日の選考委員会でご意見いただいた仕様書等の修正案は、近日中に皆様にメールで提示するのでご確認いただきたい。その上で、9月5日に公表としたいと考えている。 【閉会】